

議案第70号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市柔道事故調査委員会条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年12月5日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第12号

専 決 処 分 書

大田原市柔道事故調査委員会条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成28年10月12日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市柔道事故調査委員会条例

(設置)

第1条 平成28年8月7日に大田原市立大田原中学校柔道部において発生した事故（以下「調査対象事故」という。）を受け、調査対象事故の事実関係を調査するとともに、柔道部の部活動における事故の再発防止に関する提言を行うため、大田原市柔道事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査対象事故の事実関係の調査に関すること。
- (2) 前号の調査結果に基づき、調査対象事故の原因について分析すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、柔道部の部活動における事故の再発防止に関する提言を行うこと。

(委員会の組織及び委員)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、第11条に規定する選考方針に則り、優れた識見を有する者のうちから、大田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 前項の規定にかかわらず、調査対象事故に関し利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。
- 5 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障により、職務を行うことができないと認めるとき。
 - (2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項に規定する委嘱の日から第8条の報告書を教育委員会に提出した日までとする。

- 2 委員が任期の途中にその職を退いたときは、後任者は、前項に定める任期を引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、最初の会議は、教育委員会教育長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 6 委員会は、会議録を作成し、規則で定める方法により公表するものとする。ただし、公表に当たっては、個人情報保護等のため、関係法令及び他の条例の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。

(服務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、中立かつ公正にその職務を行うものとする。

(報告等)

第8条 委員長は、調査対象事故の調査等を終えたときは、報告書を作成し、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による報告書が提出されたときは、速やかに公表するものとする。この場合において、第6条第6項の規定は、報告書の公表方法について準用する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の定めるところによる。

(検討会議)

第10条 委員会委員の選考に関し、大田原市柔道事故調査委員会委員の選考方針検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討会議の所掌事務)

第11条 委員会の所掌事務の適切な執行に資するため、検討会議は、委員会委員の選考について中立かつ公平を確保した選考方針を定め、教育委員会に報告を行う。

(検討会議の組織及び委員)

第12条 検討会議は、委員（以下「検討会議委員」という。）3人をもって組織し、次の各号に定める者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市の顧問弁護士（大田原市顧問弁護士設置規則（平成元年規則第7号）で規定する者をいう。）
- (2) 那須郡市医師会の会長

(3) 学校教育に関し識見を有する者

2 前項の規定にかかわらず、調査対象事故に関し利害関係を有する者は、検討会議委員となることができない。

(任期)

第13条 検討会議委員の任期は、前条に規定する委嘱の日から第11条に規定する報告を行った日までとする。

(準用)

第14条 第3条(第4項及び第5項に限る。)、第5条、第6条(第3項を除く。)、第7条及び第9条の規定は、検討会議についてそれぞれ準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「検討会議」と、「委員」とあるのは「検討会議委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第15条 委員会及び検討会議の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表早期総合発達支援協議会委員の次に、次のように加える。

柔道事故調査委員会委員	同 15,000円
柔道事故調査委員会委員の選考方針検討会議委員	同 15,000円